

○薬事法第 63 条第 1 項第 4 号の規定に基づく医療機器

(昭和 36 年 2 月 1 日)

(厚生省告示第 21 号)

薬事法(昭和 35 年法律第 145 号)第 63 条第 4 号の規定に基づき、次の医療機器を指定する。

- 一 エックス線フィルム
- 二 縫合糸
- 三 義歯床材料
- 四 歯科用印象材料
- 五 歯科用金属
- 六 歯科用石膏<sup>こう</sup>及び石膏<sup>こう</sup>製品
- 七 歯科用接着充填<sup>てん</sup>材料
- 八 歯科用ワックス
- 九 歯冠材料
- 十 コンドーム